

<サービス利用料金(1日あたり)>

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と食費・滞在費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

※サービス利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。また、サービス利用に係る自己負担は、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じて異なります。

要介護度	区 分	利用料	自己負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1	介護サービス費(446)	5,270	527 円	1,054 円	1,581 円
	基本加算(22)				
	処遇改善加算(59)				
要支援 2	介護サービス費(555)	6,500	650 円	1,300 円	1,950 円
	基本加算(22)				
	処遇改善加算(73)				
要介護 1	介護サービス費(596)	7,110	711 円	1,422 円	2,133 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(80)				
要介護 2	介護サービス費(665)	7,880	788 円	1,576 円	2,364 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(88)				
要介護 3	介護サービス費(737)	8,690	869 円	1,738 円	2,607 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(97)				
要介護 4	介護サービス費(806)	9,470	947 円	1,894 円	2,841 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(106)				
要介護 5	介護サービス費(874)	10,240	1,024 円	2,048 円	3,072 円
	基本加算(35)				
	処遇改善加算(115)				

送迎加算(片道) ☆希望利用時のみ	2,070	207 円	414 円	621 円
-------------------	-------	-------	-------	-------

基準費用額/負担限度額	第1段階	第2段階	①第3段階	②第3段階	第4段階
食 費 ☆給付対象外	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,445 円
滞在費 ☆給付対象外	320 円	420 円	820 円	820 円	1,171 円

※併設施設空きベッド(多床室)を利用される場合は下記の滞在料金となります。

基準費用額/負担限度額	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
滞在費 ☆給付対象外	0 円	370 円	370 円	855 円

基本加算

夜勤職員配置加算(I) (13 円/日) ※要介護のみ

※夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合料金が加算されます。

サービス提供体制強化加算(I) (22 円/日)

※介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上である場合料金が加算されます。

その他加算

介護職員処遇改善加算(I)

※サービス利用に係る自己負担(食費・滞在費代を除く) × 8.3% を乗じた額が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算(I)

※サービス利用に係る自己負担金(食費・滞在費代を除く) × 2.7% を乗じた額が加算されます。

介護職員等ベースアップ等支援加

※サービス利用に係る自己負担金(食費・居住費代を除く) × 1.6% を乗じた額が加算されます。

緊急短期入所受入加算（90円／日）

※利用者の状況や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けさせることが必要と認めた場合

※利用者がまだ要支援・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者の保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※短期入所の保険給付限度額を超える利用の場合は、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

※利用者へ提供する食事に係る費用及び滞在費は別途いただきます。(給付対象外)

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している自己負担額とします。